第５章　資料編

Ⅰ　地域福祉計画等策定経過

平成２８年２月２９日～３月１８日
「鳴門市地域福祉計画・鳴門市地域福祉活動計画」策定のためのアンケート調査

平成２８年８月６日	第１回地域福祉講演会
平成２８年９月１１日	第２回地域福祉講演会
平成２８年９月２９日	第１回地域福祉計画審議会
平成２８年１１月１０日	徳島大学との共同研究委託契約締結
平成２８年１２月１０日	第１回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年１月２２日	第２回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年２月６日	第３回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年２月２６日	第４回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年３月８日～４月１日	第１回地域座談会
平成２９年４月９日	第５回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年４月１２日～５月１２日	第２回地域座談会
平成２９年５月２１日	第６回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年５月２７日～７月２日	第３回地域座談会
平成２９年７月９日	第７回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年９月３日	第８回地域福祉計画等策定市民会議
平成２９年９月１０日～１０月１日	第４回地域座談会
平成２９年９月２８日	第２回地域福祉計画審議会
平成２９年１０月７日～１１月７日	第５回地域座談会
平成２９年 11 月 16 日	第３回地域福祉計画審議会
平成３０年１月５日～２月５日	パブリックコメント意見募集
平成３０年３月１５日	第４回地域福祉計画審議会
平成３０年３月２１日	第９回地域福祉計画等策定市民会議

Ⅱ　本市をとりまく現状

①年齢層別人口

本市では総人口が減少傾向にあります。長期的に人口減少が続くものと見られます。人口が減少傾向にあるものの、年齢別人口構成をみてみると、高齢者人口（６５歳以上人口）は増加傾向にあり、高齢化が着実に進みつつあります。

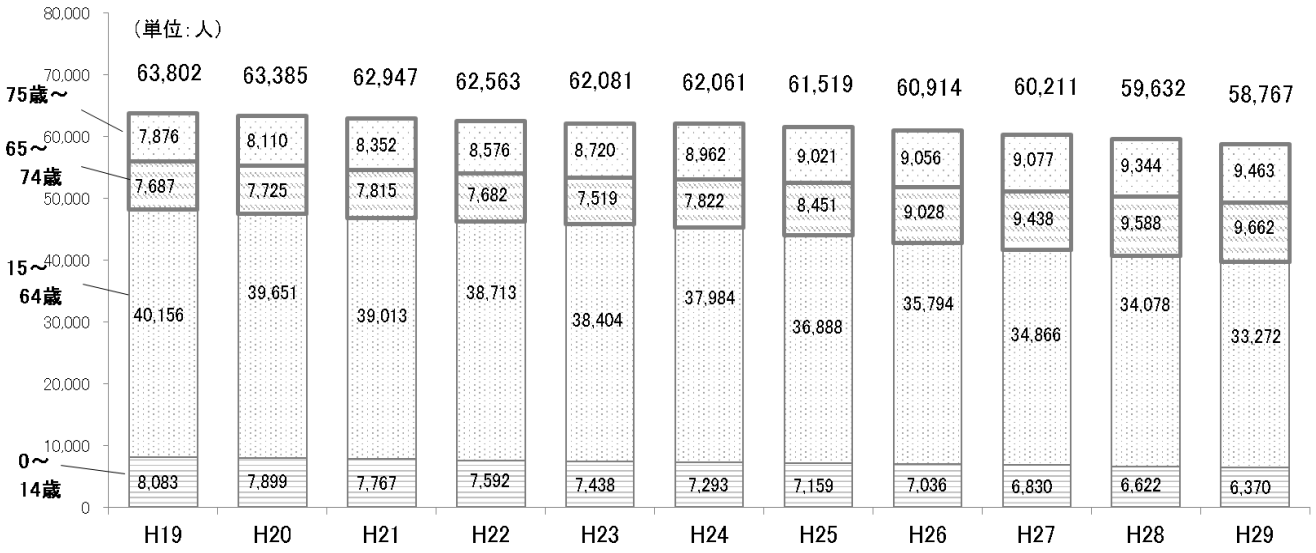

（単位：人）

年齢別人口	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0-14	8,083	7,899	7,767	7,592	7,438	7,293	7,159	7,036	6,830	6,622	6,370
15-64	40,156	39,651	39,013	38,713	38,404	37,984	36,888	35,794	34,866	34,078	33,272
65-74	7,687	7,725	7,815	7,682	7,519	7,822	8,451	9,028	9,438	9,588	9,662
75-	7,876	8,110	8,352	8,576	8,720	8,962	9,021	9,056	9,077	9,344	9,463
0-	63,802	63,385	62,947	62,563	62,081	62,061	61,519	60,914	60,211	59,632	58,767
65歳以上	**15,563**	**15,835**	**16,167**	**16,258**	**16,239**	**16,784**	**17,472**	**18,084**	**18,515**	**18,932**	**19,125**
高齢化率	**24.4%**	**25.0%**	**25.7%**	**26.0%**	**26.2%**	**27.0%**	**28.4%**	**29.7%**	**30.8%**	**31.7%**	**32.5%**

②要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者は年々増加し、平成 27 年度は３，７１１人で、平成１９年度に比べ約 1.3 倍となっています。介護度別でみても介護度２以上の認定者数は増加傾向となっています。

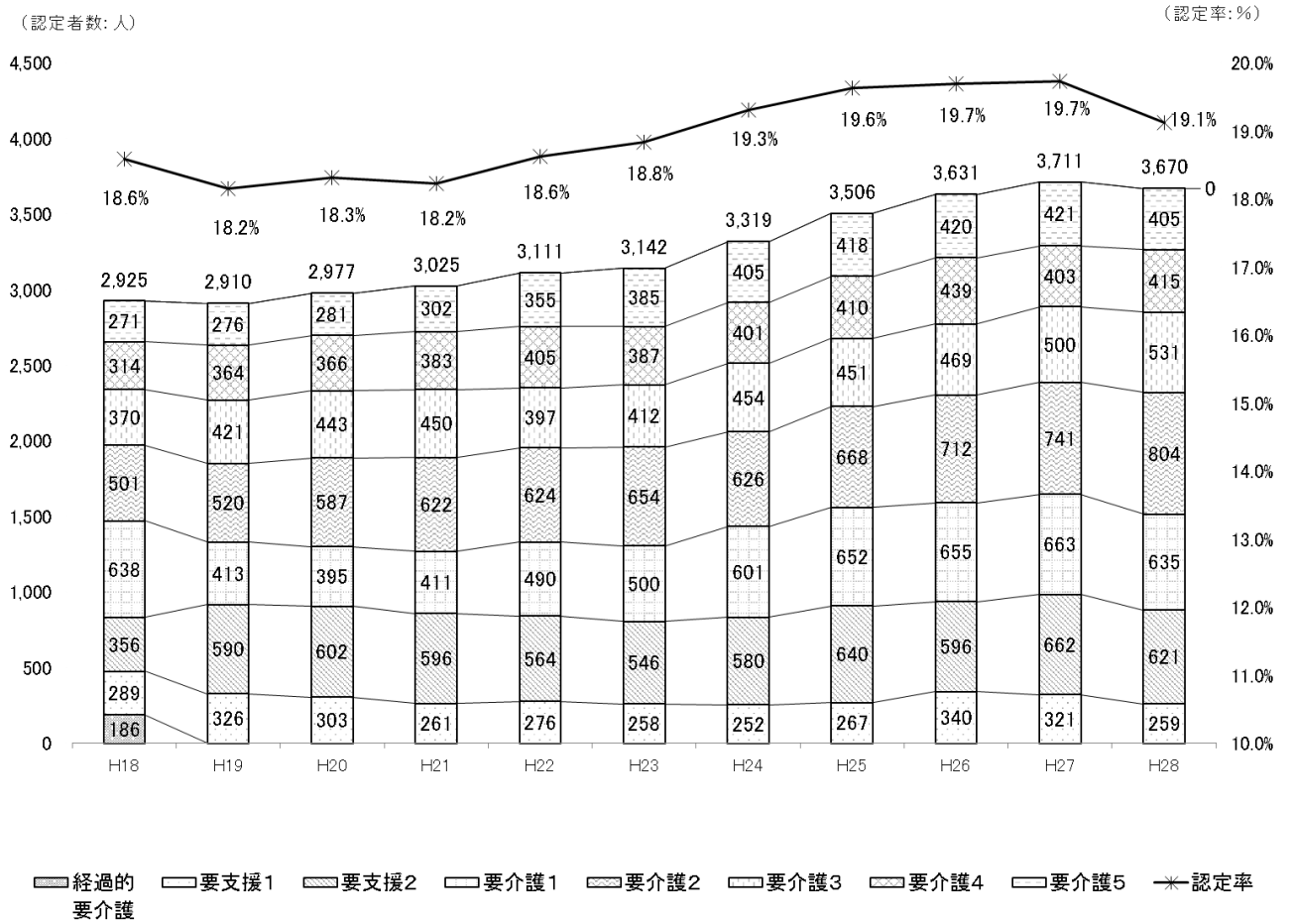

※各年10月1日時点

提供：鳴門市長寿介護課

③障がいのある人の人数

本市の平成 28 年度末の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が 2,641 人、療育手帳が 556 人、精神障害者保健福祉手帳が 437 人で、人口に占める割合は、それぞれ 4.6%、1.0%、0.8%となっています。所持者数、人口に占める割合ともに、いずれの手帳も増加傾向にありますが、特に近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数、人口に占める割合の伸びが顕著です。

身体障害者手帳の所持者数の推移

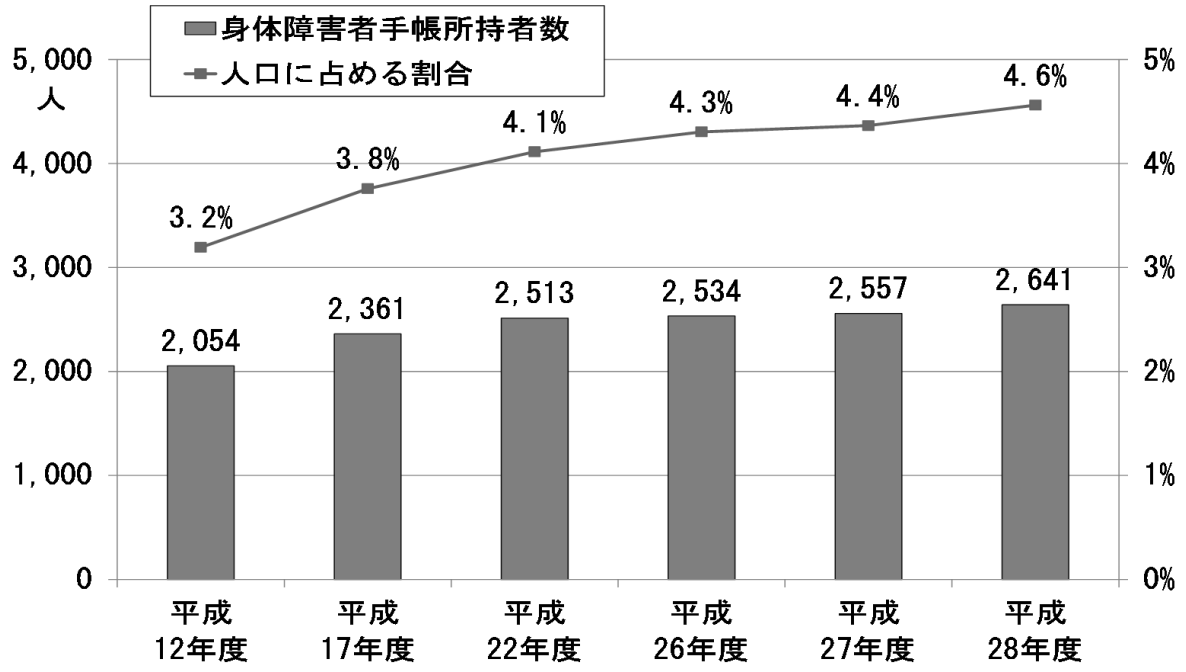

療育手帳の所持者数の推移

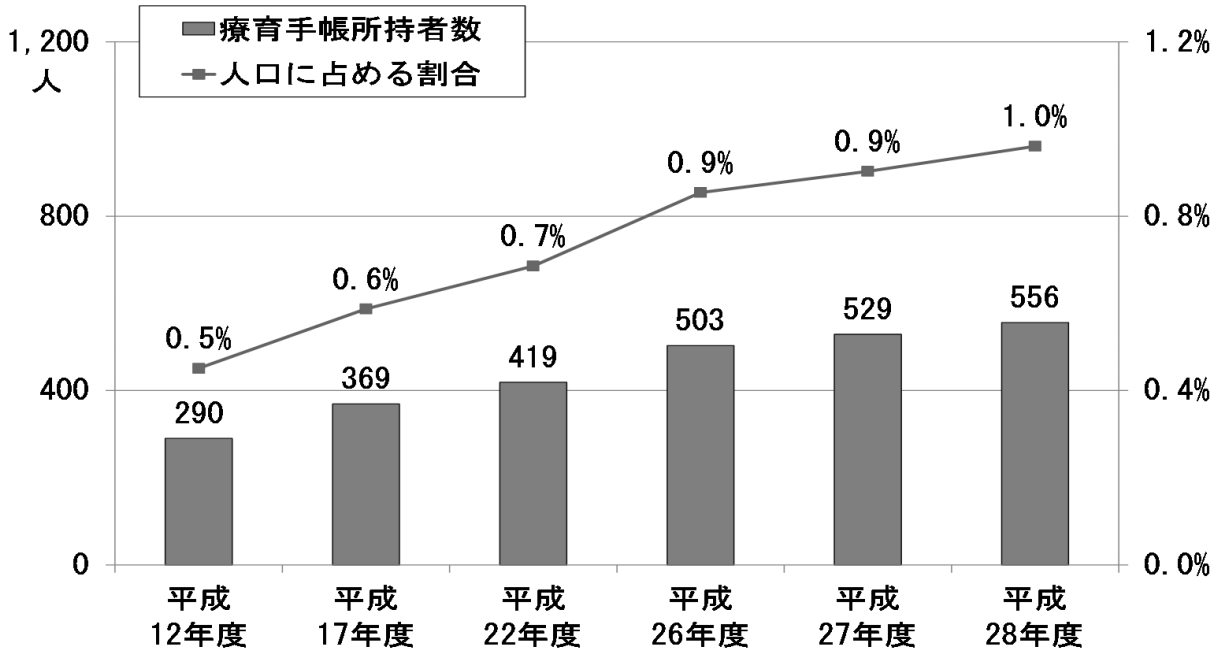

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

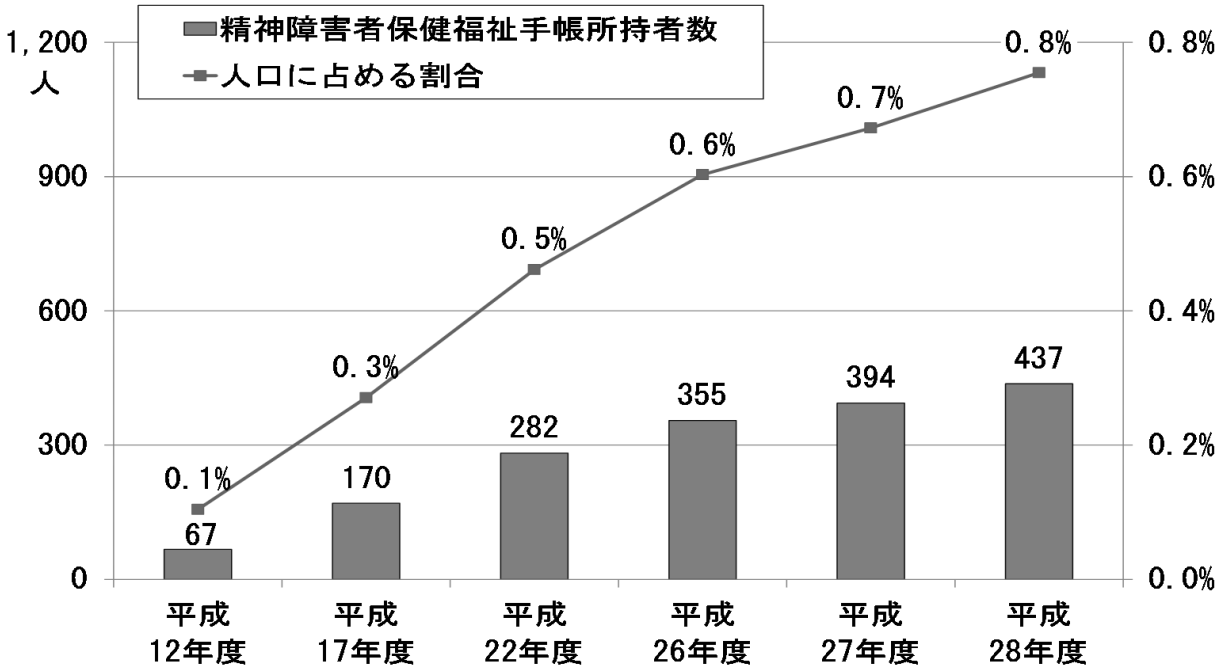

提供：鳴門市社会福祉課

④生活保護受給世帯数の状況

生活保護受給世帯数・人員は平成 29 年 4 月 1 日時点で 666 世帯、877 人、保護率は 14.99‰となっており、共に平成 26 年度から増加傾向となっております。

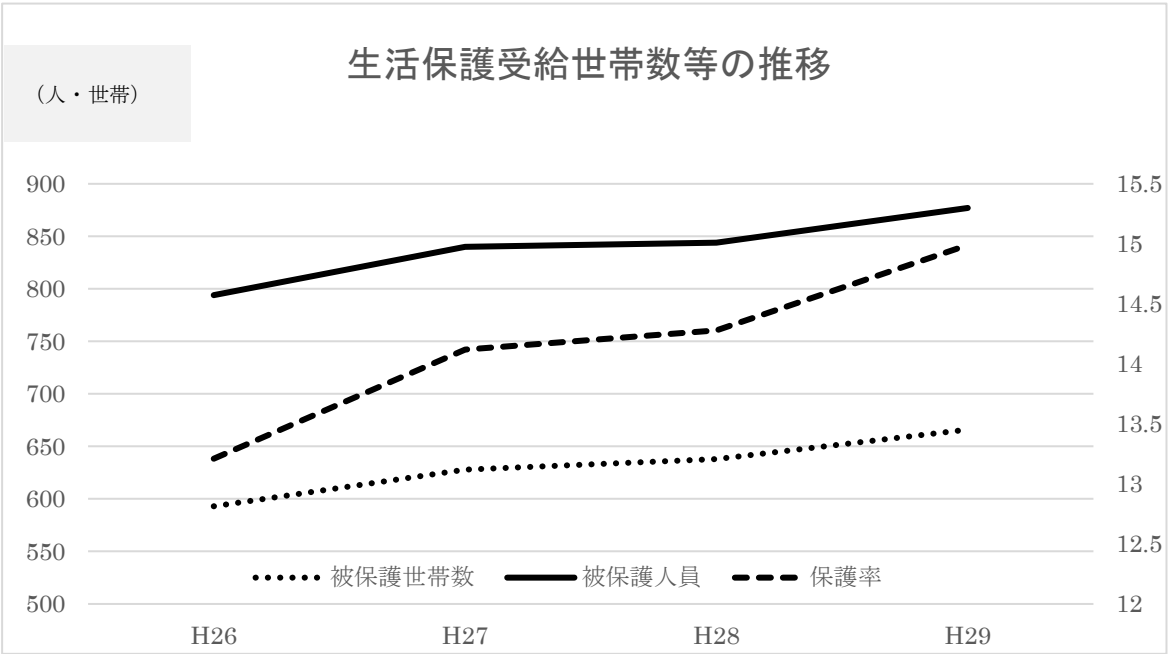

Ⅲ　「鳴門市地域福祉計画・鳴門市地域福祉活動計画」策定のためのアンケートより（一部抜粋）

安心して暮らしていくために必要なことについて〈○は３つまで〉

市民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのようなことが特に必要だと考えるかについてみると、「身近なところで日常生活に関する相談窓口の整備」が29.5%ともっとも高く、次いで「支援が必要な人へのサポート体制の充実」が 28.5%、「在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス・デイサービスなど）の充実」が 24.7%となっています。

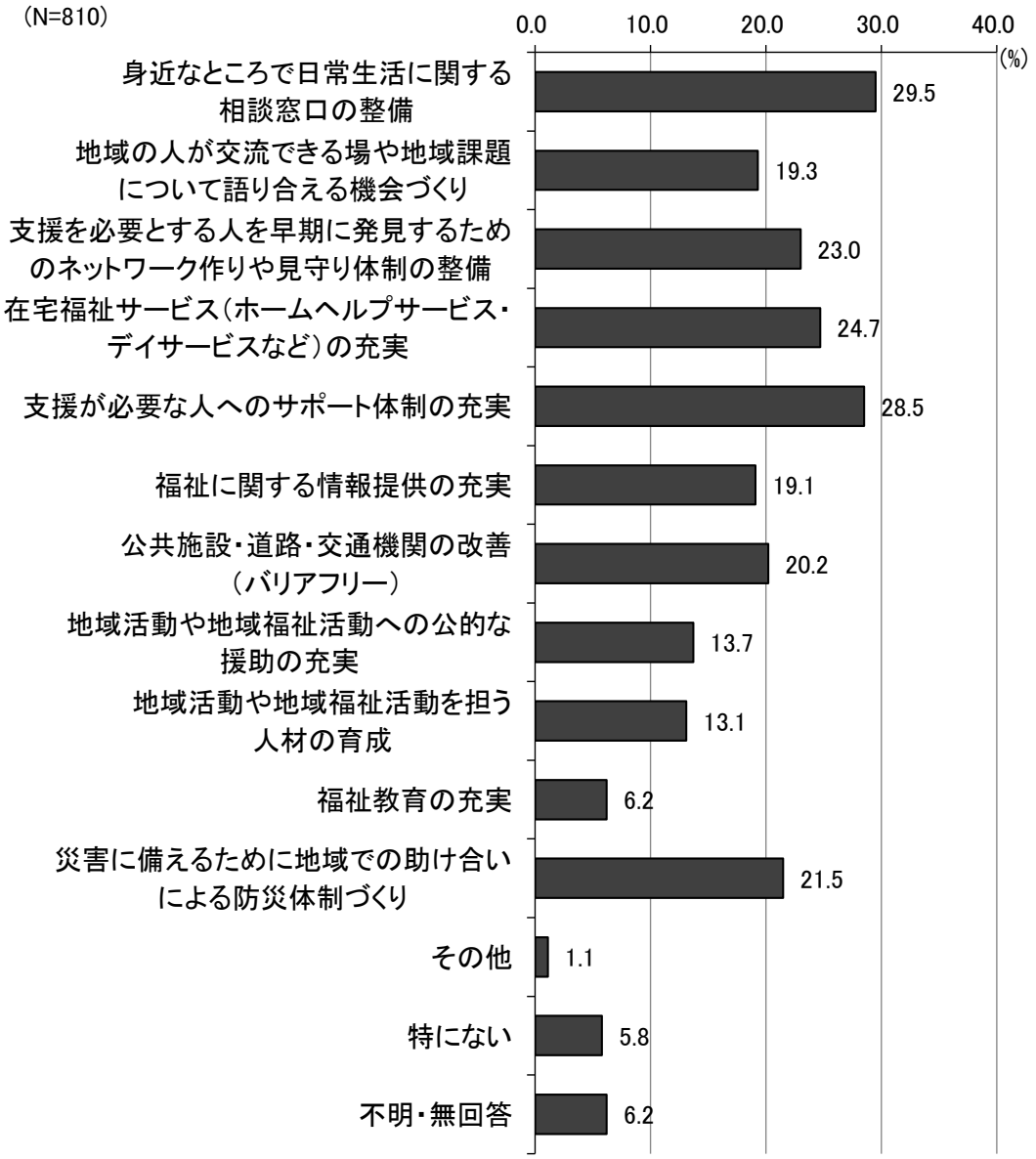

鳴門市社会福祉協議会について〈ひとつだけ○〉

鳴門市社会福祉協議会を知っているかについてみると、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 45.4%ともっとも高く、次いで「名前も活動内容も知らない」が 32.5%、「名前も活動内容も知っている」が 17.4%となっています。

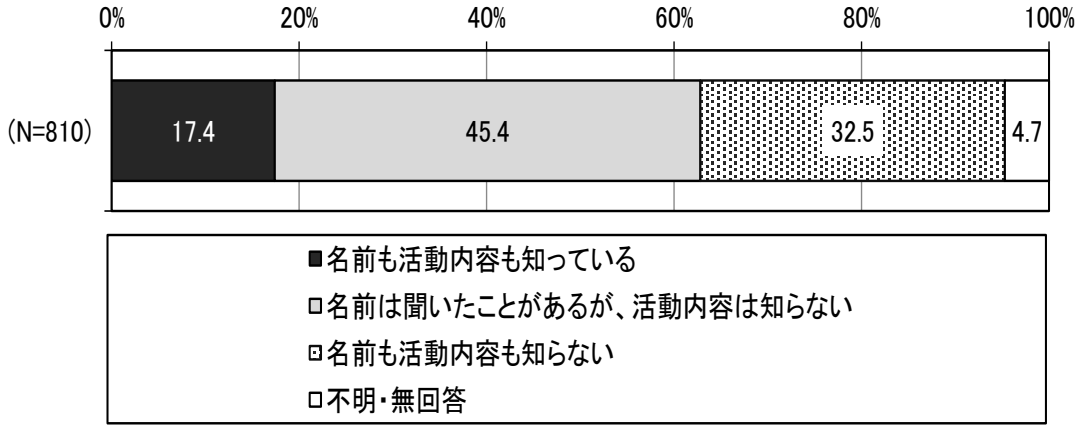

鳴門市社会福祉協議会に期待する支援について〈○は３つまで〉

鳴門市社会福祉協議会に対してどのような活動や支援を期待するかについてみると、「気軽に相談できる福祉相談窓口の充実」が 32.5%ともっとも高く、次いで「住民による見守りや支え合い活動への支援」が 29.5%、「高齢者や障がい者に対する福祉サービスの利用支援や権利擁護」が 27.2 %となっています。

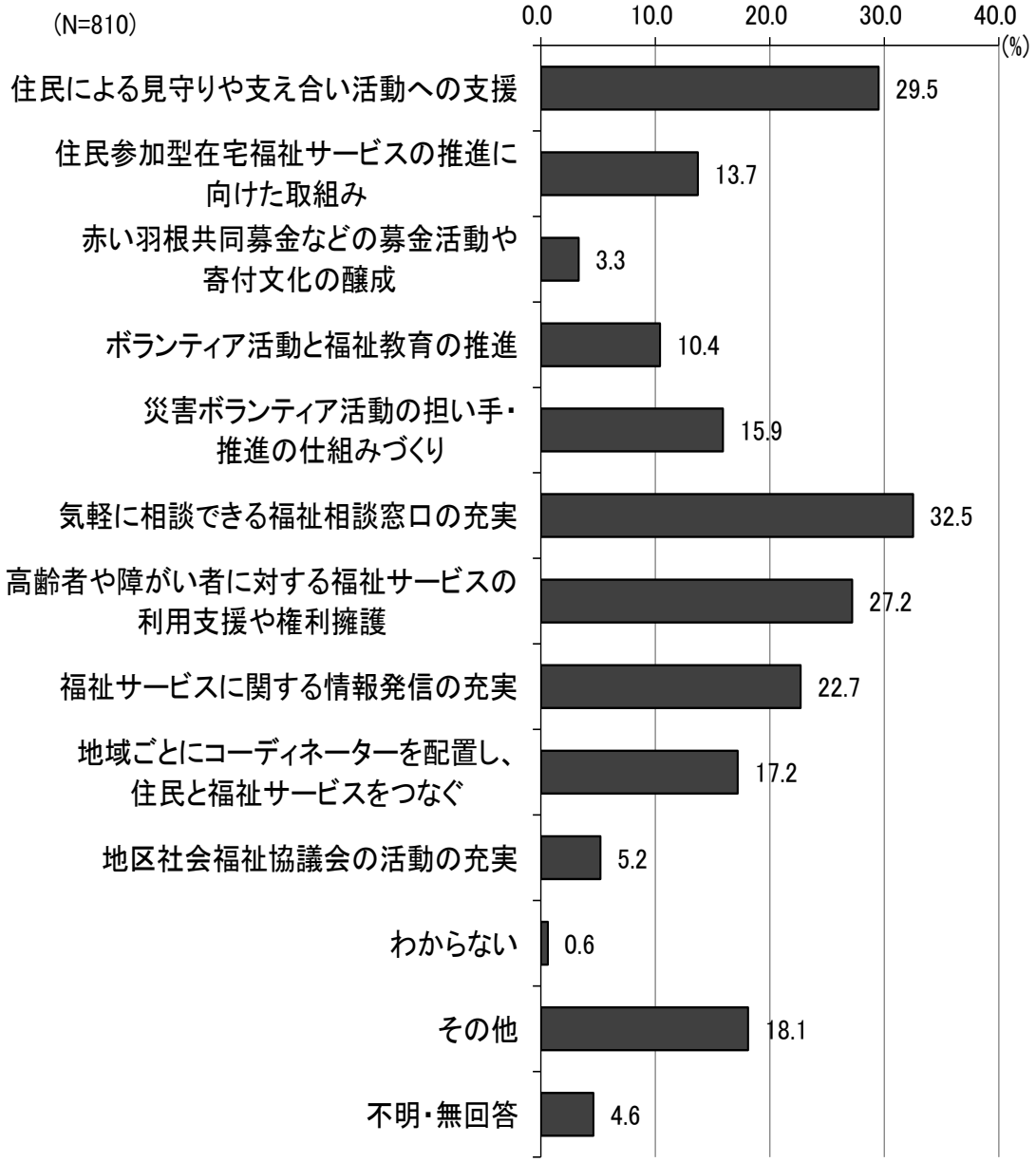

近所の人との付きあいについて〈ひとつだけ○〉

ふだん近所の人とどの程度の付きあいをしているかについてみると、「たまに立ち話する程度」が 34.7%ともっとも高く、次いで「会えばあいさつくらいはするが、話したりすることはほとんどない」が 32.6%となっています。

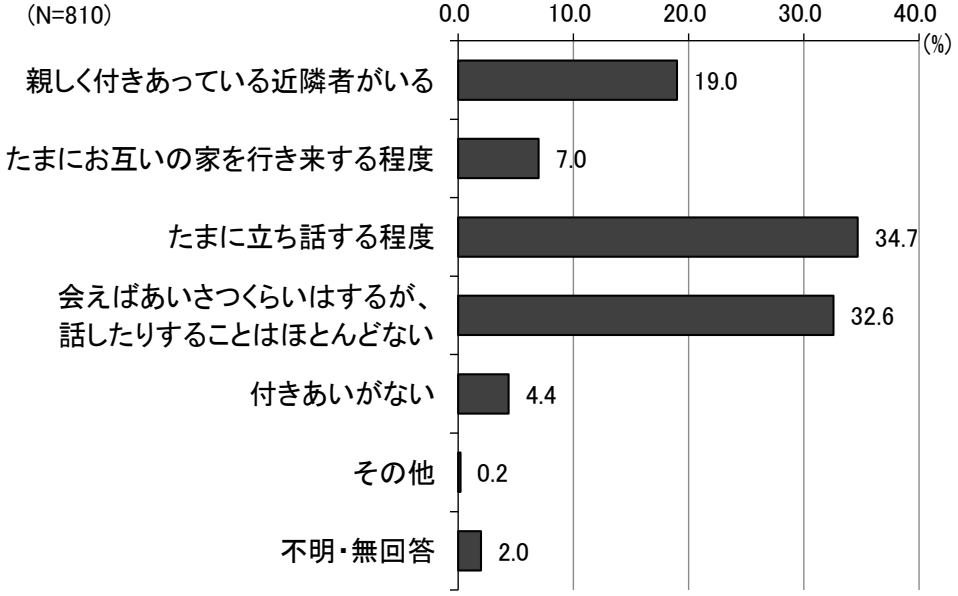

付きあいがない理由について〈あてはまるものすべてに○〉

近所の人とあまり付きあいがない理由についてみると、「かかわる機会も時間もないから」が 59.3%ともっとも高く、次いで「近所の人をほとんど知らないから」が 28.3%、「特に親しくする必要を感じないから」が 23.3%となっています。

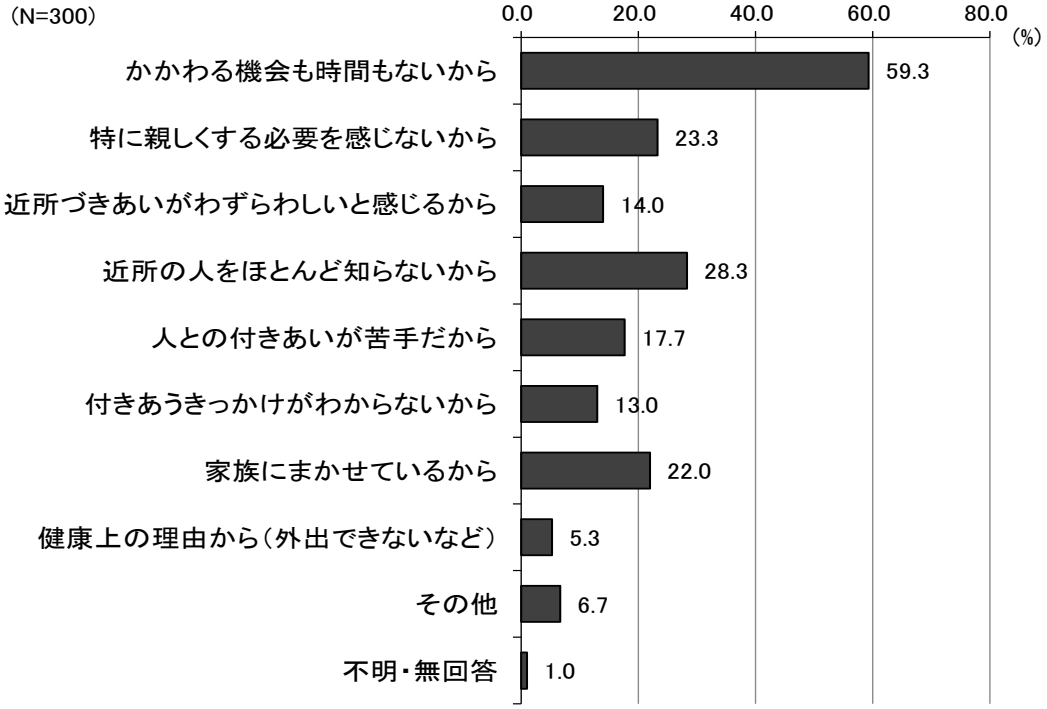

地域活動に参加しなかった理由について〈あてはまるものすべてに○〉

これまで地域活動に参加しなかった理由についてみると、「地域活動のことを知らない」が 41.9%ともっとも高く、次いで「仕事や家事などで忙しい」が 41.0%、「地域活動に興味がない」が 21.1%となっています。

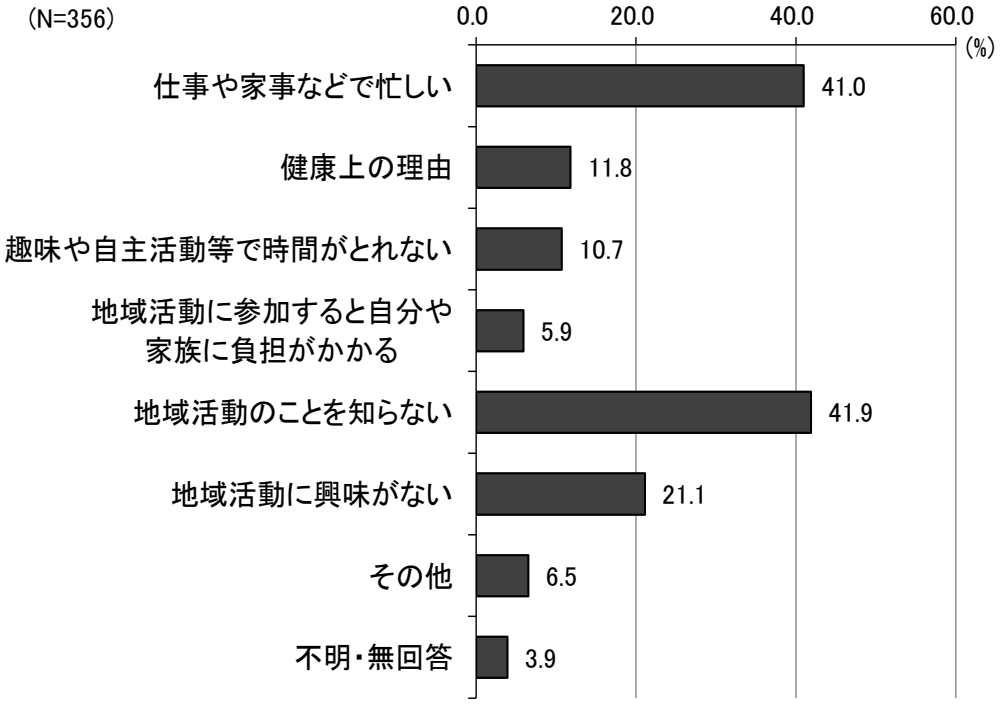

生活困窮者等への支援について〈○は３つまで〉

生活困窮者や困窮状態にある世帯への支援として、具体的にどのような支援が必要だと考えるかについてみると、「世帯が孤立しないように、困窮状態の早期発見に向けた支援」が 47.5%ともっとも高く、次いで「生活困窮世帯の子どもたちの学習支援や進学支援」が 43.2%となっています。

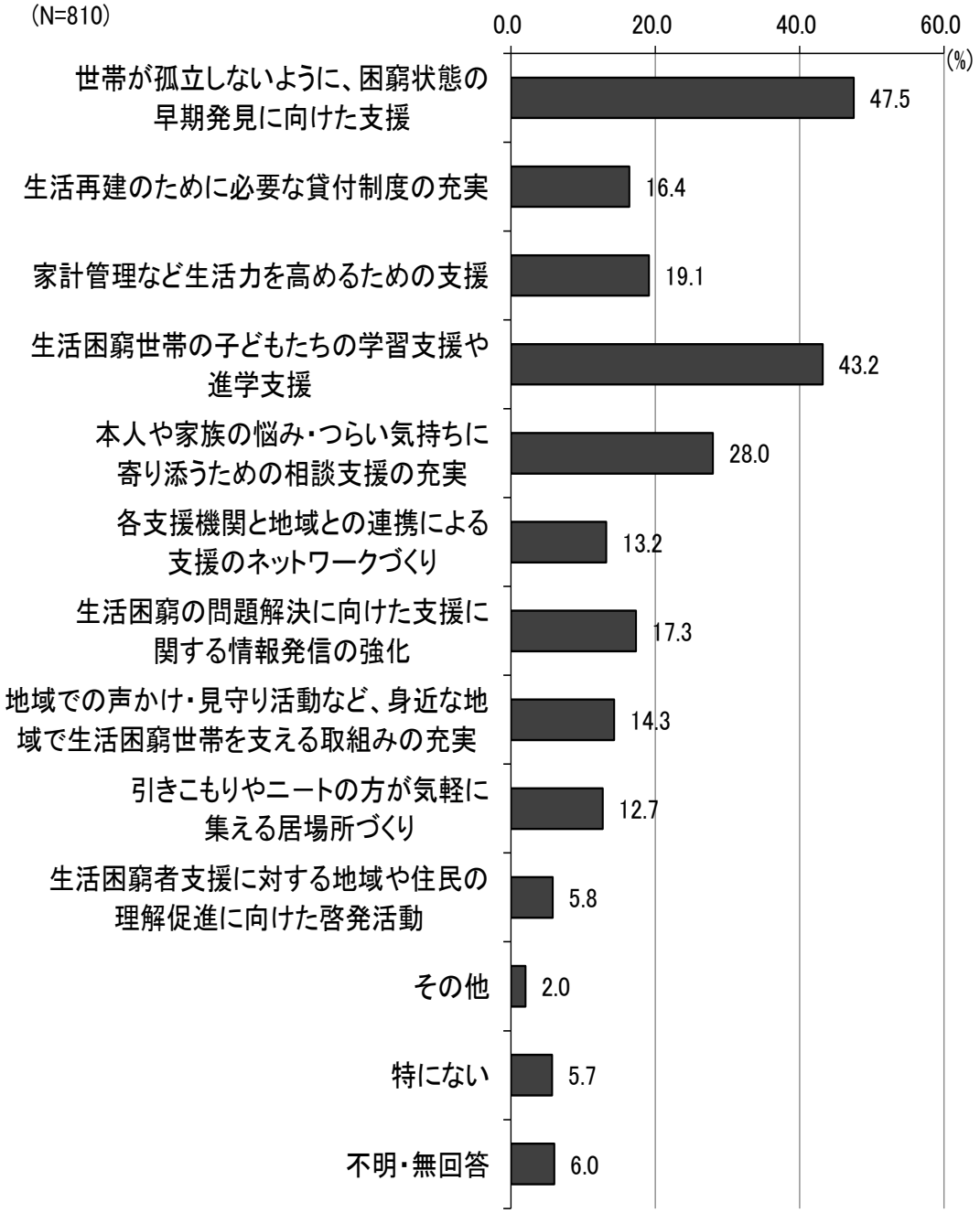

災害発生時の備えについて〈○は３つまで〉

地震や台風など災害発生時の備えとして、どのようなことが特に重要だと思うかについてみると、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が 71.9%ともっとも高く、次いで「災害時の緊急連絡方法を、家族や知り合い同士で話しておくこと」が 48.4%、「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」が 32.8%となっています。

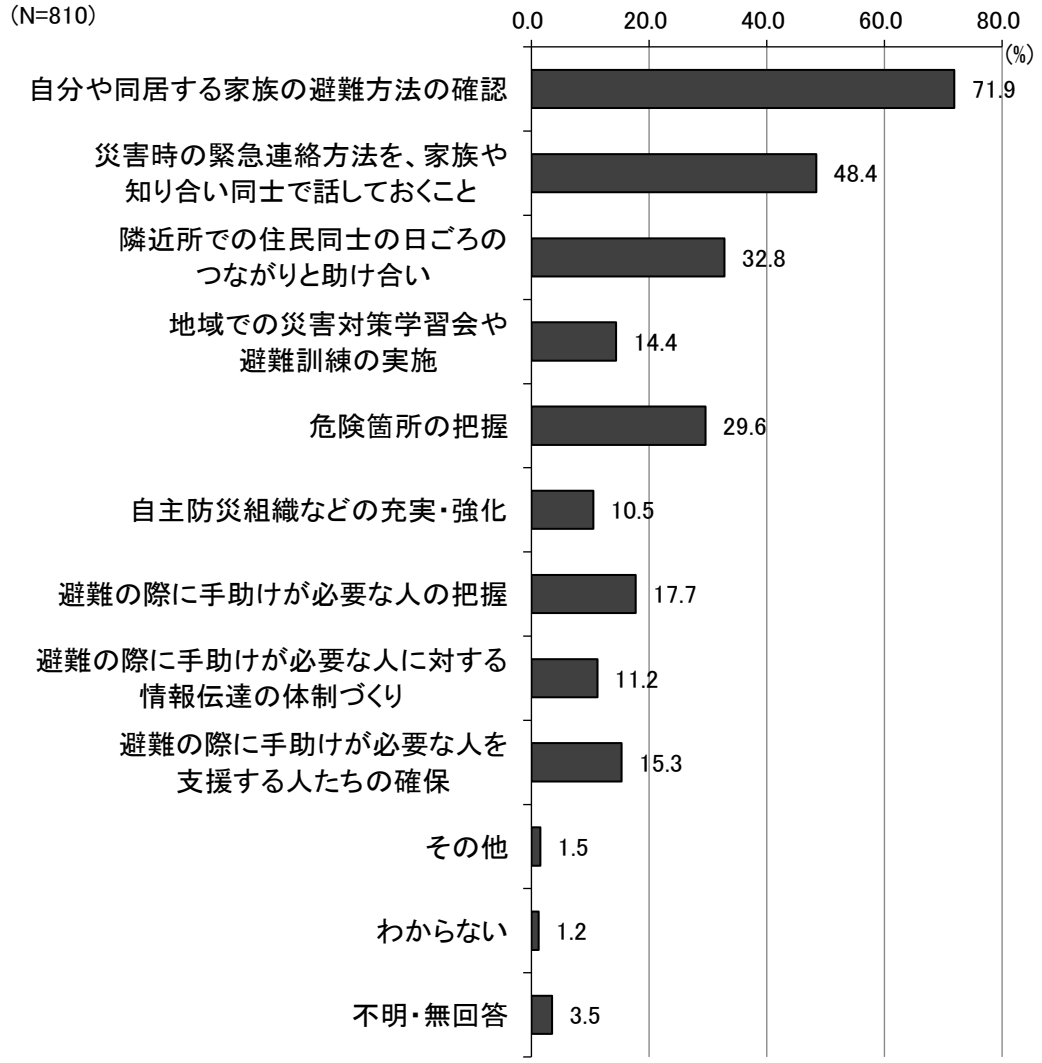

現在や将来の不安や悩みについて〈あてはまるものすべてに○〉

現在や将来にわたってどんなことに、不安や悩みを感じているかについてみると、「自分や家族の老後のこと」が 60.0%ともっとも高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が 50.7%となっています。

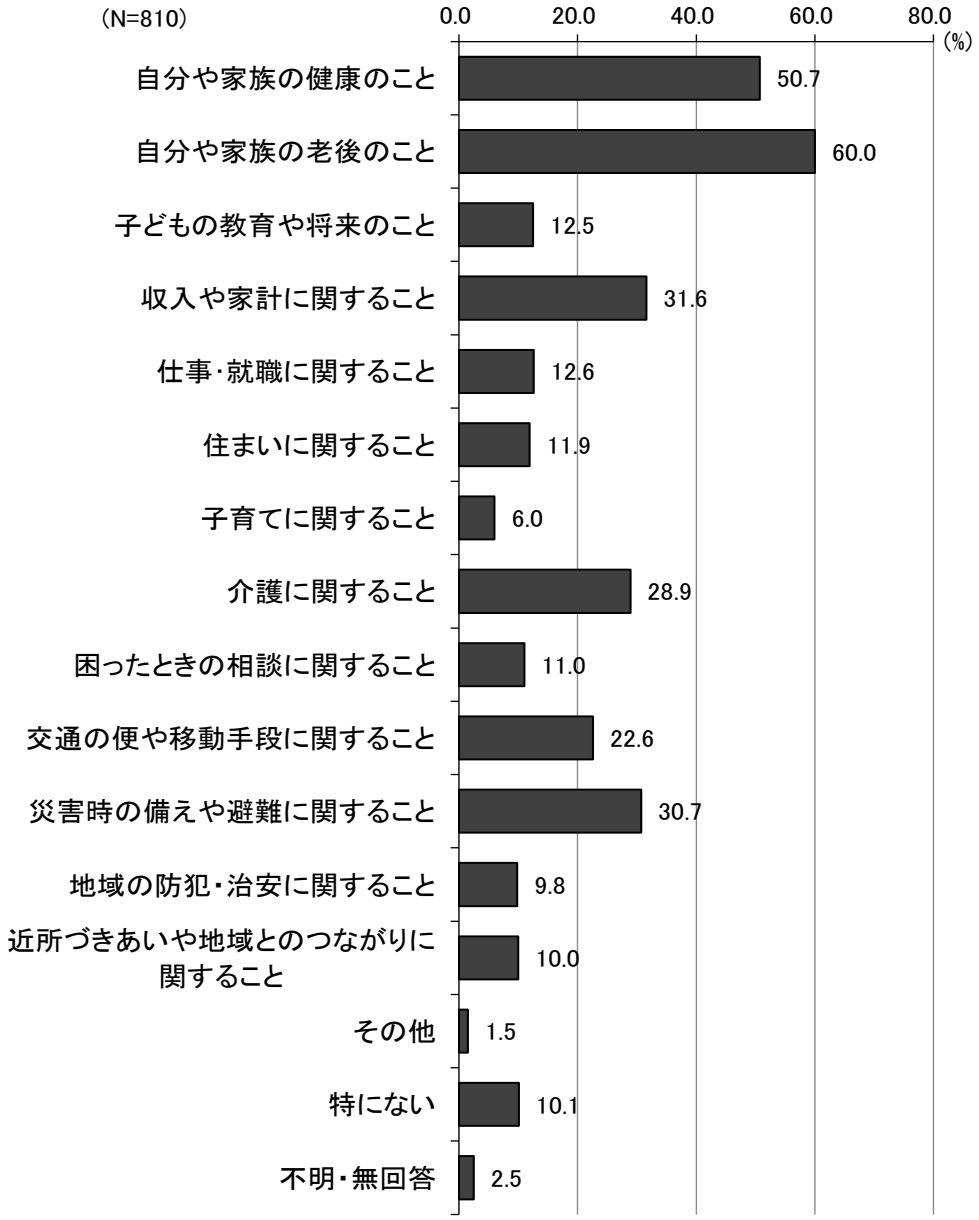

Ⅳ　各種要綱について

鳴門市地域福祉計画審議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成２５年鳴門市条例第２号）第１１条の規定に基づき、鳴門市地域福祉計画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（委員長及び副委員長）

第２条　審議会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。

３　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、審議にかかる最初の会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員長が議長となる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第４条　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

（市民会議）

第５条　委員長は、鳴門市地域福祉計画及び鳴門市地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、広く市民の意見を求め、必要となる調査・研究・分析を行うための組織として、鳴門市地域福祉計画等策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２８年　７月　７日から施行する。

鳴門市地域福祉計画等策定市民会議設置要綱

（設置）

第１条　鳴門市地域福祉計画審議会運営要綱（平成２８年７月７日施行）第５条の規定により、鳴門市地域福祉計画等策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　市民会議は、次の事項について協議・検討する。

⑴　鳴門市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）が必要と認める地域福祉計画に関する事項

⑵　審議会が必要と認める地域福祉活動計画に関する事項

⑶　その他会長が必要と認める事項

（組織）

第３条　市民会議は、委員６０名以上で組織し、圏域別に協議するグループで編成する。

２　市民会議は、次に掲げる者で構成する。

⑴　市民公募による者

⑵　鳴門市地域福祉計画等策定プロジェクトチームに所属する者

⑶　市内で地域福祉活動等に従事する者

⑷　審議会の委員長が特に必要と認める者

（会長及び副会長）

第４条　市民会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

４　副会長は、委員の中から会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（設置期間）

第５条　市民会議は、その所掌事務を終了したときに解散する。

（報告）

第６条　市民会議で協議・検討された事項については、審議会に報告するものとする。

（庶務）

第７条　市民会議に関する庶務は、鳴門市地域福祉（活動）計画策定合同事務局において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年　９月３０日から施行する。

鳴門市地域福祉計画等策定プロジェクトチーム設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法(昭和２６年法律第４５号)第１０７条に規定する地域福祉計画及び同法第１０９条に規定する地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。）を一体的に策定するにあたり、市の関係部局に所属する職員及び鳴門市社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、鳴門市地域福祉計画等策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

⑴　鳴門市地域福祉計画等策定市民会議（以下「市民会議」という。）の協議事項を計画素案として作成すること

⑵　市民会議との連絡調整に関すること。

⑶　市及び鳴門市社会福祉協議会相互の連絡調整に関すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか､地域福祉計画等の素案作成に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　プロジェクトチームは、チームリーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

２　チームリーダーは健康福祉部長を、サブリーダーは福祉事務所長及び鳴門市社会福祉協議会事務局長をもって充て、メンバーは、別表に掲げる市の関係部局に所属する職員及び鳴門市社会福祉協議会の職員をもって充てる。

３　チームリーダーは、会務を総理する。

４　サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるとき、又はチームリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　プロジェクトチームの会議（以下「会議」という。）は、チームリーダーが召集する。

２　会議は、チームリーダーが議長となる。

３　チームリーダーは、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

（庶務）

第５条　プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーがプロジェクトチームに諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成２８年　７月　７日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、地域福祉計画等が策定された時に、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成２９年　４月　１日から施行する。

別表（第３条関係）

戦略企画課　危機管理課　市民協働推進課　保険課　健康増進課　長寿介護課 人権推進課　社会福祉課　子どもいきいき課　まちづくり課 学校教育課　生涯学習人権課

Ⅴ　鳴門市地域福祉計画審議会委員名簿

区分	所属団体・役職名等	氏　　名	備考
学識経験者	徳島大学大学院医歯薬学研究部　教授	白　山　　靖　彦	委員長
	徳島弁護士会 高齢者障害者支援ｾﾝﾀｰ運営委員会　委員長	森　　晋　　介	
	鳴門市医師会　副会長	高　麗　　敬　司	
地域福祉団体の代表者	鳴門市ボランティア連絡協議会　会長	太　田　　晴　清	
	鳴門市地区社会福祉協議会会長会　会長	大　黒　　三　義	
	鳴門市民生委員児童委員協議会　会長	松 本　久 和 子	
	鳴門市子どものまちづくり推進協議会　会長	内　　藤　　隆	
	鳴門市老人クラブ連合会　会長	小　林　　弘　明	
	鳴門市婦人連合会　会長	矢 野　壽 美 子	
	鳴門市身体障害者連合会　会長	吉　田　　繁　子 （山口　勝實）	
	とくしま住民参加型在宅福祉ｻｰﾋﾞｽ団体連絡会 代表幹事	山　口　　浩　志	副委員長
	鳴門板野地区保護司会 保護司	元 木　カ ヨ 子	
	鳴門市自主防災会連絡協議会　会長	小　川　　泰　範	
関係行政機関の職員	徳島県保健福祉部地域福祉課　課長	酒　巻　　英　紀	
	鳴門市　　医療介護福祉統括官	三　宅　　敏　勝	
公募市民		日　下　　正　幸	
その他市長が必要と認める者	さわやか福祉財団　戦略アドバイザー	土　屋　　幸　己	
	徳島県社会福祉協議会事務局　次長	戸　出　　浩　昌 （竹原　千鶴子）	

Ⅵ　鳴門市地域福祉計画等策定市民会議委員名簿

〇公募市民（五十音順）

NO	氏　　名	NO	氏　　名	NO	氏　　名
1	藍野　洋三	17	楠井　和代	33	高瀬　芳己
2	秋岡　芳郎	18	楠　武士	34	田中　憲二
3	上田　敏之	19	楠　博孝	35	民喜　和津
4	伊勢　高也	20	合田　弥生	36	中原　サヲ江
5	乾　幸太郎	21	郡　章人	37	中村　武司
6	伊原　貴之	22	酒井　やよい	38	橋野　義治
7	麻植　共永	23	坂野　純子	39	板東　律子
8	大子　正充	24	坂巻　清司	40	法華　伸午
9	大島　裕美子	25	笹木　正善	41	益岡　道義
10	大竹　淑子	26	佐藤　平三郎	42	村上　晶一
11	尾形　丹士	27	芝　稔彦	43	森　芳美
12	岡田　英泰	28	島　節子	44	森本　尚司
13	小川　裕子	29	清水　加津子	45	山田　佳世
14	小川　良幸	30	清水　房子	46	大和　勉
15	賀勢　健治	31	白城　敏夫	47	吉永　美貴子
16	喜羽　勝二	32	高瀬　浩一	48	若松　喜英

（※辞退の申し出のあった者を除く）

○鳴門市地域福祉計画等策定プロジェクトチーム

鳴門市　職員			鳴門市社会福祉協議会　職員		
NO	所　属	氏　名	NO	担　当	氏　名
1	健康福祉部	荒川　雅範	16	事務局　局長	林　裕二
2	福祉事務所	天満　秀樹	17	事務局　次長	吉井　一貴
3	戦略企画課	江澤　邦弘	18	地域福祉係	河野　美樹
4	危機管理課	工藤　靖之	19	地域福祉係	宮本　正人
5	市民協働推進課	斎藤　純子	20	地域福祉係	三木　諭
6	健康増進課	黒濵　綾子	21	地域福祉係	永楽　佳代
7	保険課	濵田　佑人	22	在宅福祉係 居宅介護支援事業所	橋本　芳子
8	長寿介護課	七尾　智子	23	在宅福祉係 訪問介護事業所	増田　瑞江
9	人権推進課	吉田　真紀子	24	在宅福祉係 訪問介護事業所	近藤　彰子
10	子どもいきいき課	安達　裕之	25	基幹型包括支援センター	石田　直子
11	まちづくり課	林　紀博	26	基幹型包括支援センター	前谷　芳史
12	学校教育課	内田　陽子	27	基幹型包括支援センター	齋藤　章子
13	生涯学習人権課	橋本　宜典	28	基幹型包括支援センター	福池　泉
14	社会福祉課	横手　史和	29	基幹型包括支援センター	三國　久美子
15		嘉屋重　雅幸			

（※計画策定時点のメンバー）

○徳島大学学生（歯学部口腔保健学科）

NO	氏　名	NO	氏　名
1	北　村　美　渚	9	大　本　彩　夏
2	瀬　山　真　莉　子	10	狩　野　早　友　里
3	河　野　り　か	11	久　嶋　麻　友　子
4	楠　原　優　利	12	田　村　野　乃　花
5	白　神　千　桜	13	鶴　熊　美　樹
6	谷　原　潤　子	14	山　脇　さ　つ　き
7	西　山　花　生	15	中　野　明　加　里
8	臼　杵　咲　希		

Ⅶ　鳴門市市民会議実行委員会メンバー

NO	所　属	氏　　名
1	徳島大学大学院医歯薬学研究部　教授（座長）	白　山　　靖　彦
2	徳島大学大学院医歯薬学研究部　講師	柳 沢　志 津 子
3	鳴門市社会福祉協議会　事務局　次長	吉　井　　一　貴
4	鳴門市社会福祉協議会　地域福祉係	河　野　　美　樹
5	鳴門市社会福祉協議会　地域福祉係	宮　本　　正　人
6	鳴門市社会福祉協議会　地域福祉係	三　　木　　諭
7	鳴門市社会福祉協議会　地域福祉係	永　楽　　佳　代
8	鳴門市社会福祉課　課長	田　　浦　　豊
9	鳴門市社会福祉課　副課長	平　　野　　孝
10	鳴門市社会福祉課　係長	山　下　　至　郎
11	鳴門市社会福祉課　社会福祉士	青　山　　浩　幸

（※計画策定時点のメンバー）